

平成30年待ったなし！改正労働契約法による無期契約義務化への転換迫る！ 「2018年問題」有期契約社員をめぐる法的な留意点と対応方法

～時代の変化を見逃すな！いつまでに何をするかわかりますか？～

平成 25 年に改正された労働契約法により、そのためパートや契約社員の通算契約期間が 5 年を超えると、本人の申し出があれば無期契約に転換させることが義務付けられました。転換の申し込み開始が平成 30 年 4 月以降と来年に迫っており、今からの準備が必要です。

本セミナーでは、無期転換への実務対応や有期契約社員の労働条件に関わる法的留意点等「いつまでに何をしなければならぬか」を丁寧にご解説いたします。

セミナーの内容

(1) 無期労働契約への転換

- 1 いつから無期転換の申込みができるのか
- 2 申込み方法
- 3 クーリング期間とは

最新の情報を取り入れるため講演内容が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

(2) 社内ルールの構築

- 1 有期労働者の実態把握
- 2 無期転換に備えて、用意しておく規定
- 3 無期転換後の労働条件
- 4 定年後再雇用者の特例適用

(3) 留意すべき事項

- 1 契約更新の上限設定
- 2 有期労働者と無期となった労働者の違い
- 3 無期転換申込放棄

他



社会保険労務士・初級産業カウンセラー
のざわなおこ

野澤直子 氏

1983年慶応義塾大学文学部卒業

信託銀行勤務を経て、現在舟木経営労務事務所勤務。またその傍ら(有)ヒューマンウェル取締役も勤める。

専門分野は社会保険・労働保険法令に関するアドバイスなど多岐にわたっている。主な著書に「出向・転籍・労働承継の実務」「上手に活用 雇用保険と助成金」「雇用の最前線」などがある。



日 時:平成30年1月12日(金) 午後2時～午後4時

会 場:胆江地域職業訓練センター (奥州市水沢区真城字中上野 96-3) 定 員:100 名

受講料:会員無料 / 一般 3,000 円 申込み:1 月 5 日までに FAX にてお申込みください

主 催 公益社団法人胆江法人会 TEL 24-3141 FAX 24-3148

..... 切り取らずに そのままFAXしてください

FAX:24-3148 公社・胆江法人会 行 「改正労働契約法セミナー」 受講申込書

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			

ご記入いただきました情報は、参加者名簿の作成及び本セミナーに関する連絡の目的にのみ使用します。